

## 足利市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの資源化、減量化を図るため、生ごみ処理機器(以下「処理機器」という。)を設置する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 購入日及び申請時に、市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 処理機器を設置できる場所を有し、かつ適正に維持管理できる者

### (補助対象機器)

第3条 補助の対象となる処理機器は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、市内の販売店で購入したものとする。

- (1) 土中の微生物や小動物等の働きを利用して、生ごみを堆肥化する容器(以下「コンポスト容器」という。)
- (2) 微生物や細菌の働きを利用して、生ごみを堆肥化する容器(以下「EMストッカー」という。)
- (3) 電力等を利用して、生ごみを乾燥、分解、消滅させる機械(以下「電気式生ごみ処理機」という。)ただし、ディスポーザー方式及び排水口等に接続する機構を持つ機械を除く。

2 前項の規定にかかわらず、第1条に定める目的に反する処理機器、環境等に多大なる負荷を与える恐れがある処理機器と市長が認めるときは、補助しないものとする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助の対象経費は、処理機器の本体価格とその消費税額の合計とし、補助対象数は、処理機器の種類により次の各号のとおりとする。

- (1) コンポスト容器及びEMストッカーは、1年間に1世帯に各2器までとする。
- (2) 電気式生ごみ処理機は、5年間に1世帯に1基までとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額(その額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)とする。

- (1) コンポスト容器及びEMストッカーについては、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額とし、1器当たり6,000円を限度とする。
- (2) 電気式生ごみ処理機については、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額とし、1基当たり30,000円を限度とする。

(販売店)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市内に店舗又は営業所を有する事業者（以下「販売店」という。）から購入しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、特別な理由がない限り、処理機器を購入した日から6ヶ月以内に、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行ったうえで、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金を交付しないことに決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(維持管理の義務)

第9条 補助対象者は、生ごみの減量、排出の抑制に努めるとともに、処理機器の機能が良好な状態で保持できるように維持管理し、使用に当たっては近隣の迷惑とならないように注意しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 補助対象者は、特別な理由がない限り、処理機器を自らが常時使用できない場所に設置し、または他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(補助金交付の取消)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一つに該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請を偽り、その他不正な手段により受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 市長は補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。